

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正により、部分休業制度の拡充が図られることから、「宇治市職員の育児休業等に関する条例」のうち、部分休業制度に関する部分について、所要の改正を行うものです。

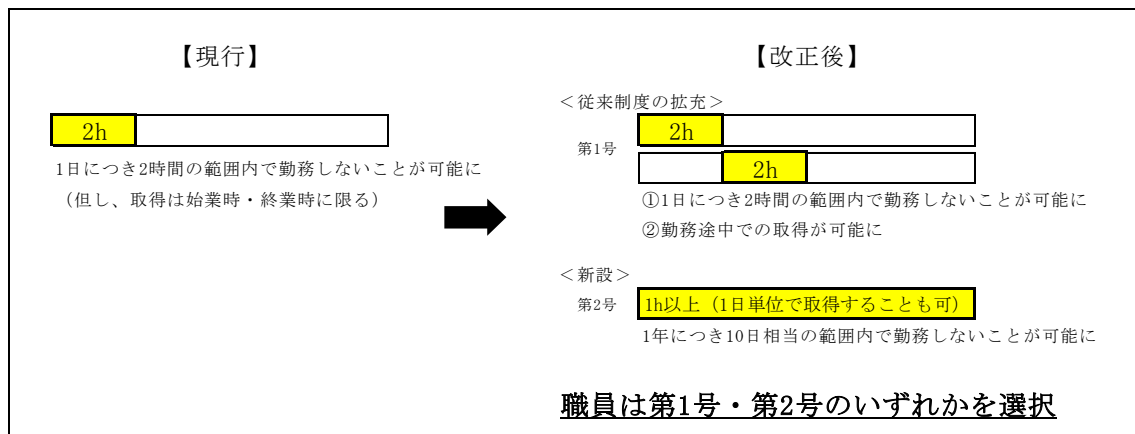
1 改正の趣旨

令和 6 年 5 月に民間労働法制において、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充が図られ、令和 6 年 8 月の人事院勧告では、それを踏まえて国家公務員について関係する法律の改正を行うよう意見の申出が行われ、令和 6 年 1 2 月に当該法の一部改正が行われました。

地方公務員についても国家公務員と同様の措置を行うため、令和 7 年 1 月に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、令和 7 年 1 0 月 1 日付で施行されることから、宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものです。

2 制度改正の内容

①部分休業の取得パターンの多様化 ⇒ 条例改正により要件等を規定



②会計年度任用職員の制度拡充

対象となる子の範囲を小学校就学前の子に引き上げ（現行は 3 歳未満の子）

3 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日